

第四十六回国会
議院
社会労働委員会議録

昭和三十九年六月十一日(木曜日)

出席委員		出席委員	
委員長	田口長治郎君	重雄君	理事会小沢
理事	井村	孝一君	理事澁谷
理事	龜山	正巳君	理事河野
理事	田中	伊東	辰男君
理事	小林	正義君	浦野
大坪	保雄君	西岡	熊谷
地崎	宇三郎君	橋本萬葉	竹内
栗山	秀君	栗山	中野
亘	四郎君	高田	西村
滝井	義高君	八木	英一君
八木	昇君	吉村	松山千恵子君
本島	百合子君	吉川	黎一君
出席國務大臣		渡邊	良夫君
厚生大臣	小林	高田	富之君
出席政府委員	武治君	一男君	
委員外の出席者		吉雄君	
厚生事務官	砂原	兼光君	
(援護局長)	鈴村	格君	
厚生事務官	信吾君		
(援護局長)			
専門員	八木		
	哲夫君		
厚生事務官	安中		
(援護局長)	忠雄君		

○田口委員長 これより会議を開きます。
内閣提出の戦傷病者戦没者遺族等撫
護法等の一部を改正する法律案を議題と
し、審査を進めます。
質疑の申し出がありますので、これ
を許します。橋本^高委員
○橋本^高委員 このたび、戦傷病者
戦没者遺族等撫護法等の一部改正案が
審議をされますことになりましたこの
機会に、厚生大臣並びに厚生省当局に
幾つかの点で御質問をさせていたたき
たいと思います。

傷病者戦没者の遺族の処遇がかなり改善されることになると思いますけれども、それでもなお、あるいは徴用工、あるいは勤員学徒等、こうした方々の犠牲者に対する処遇、これは軍人軍属の御遺族の処遇に対してなお非常に劣つておると思います。戦いに参加した資格は異なるかもしませんけれども、國の命令によって國を愛し、國を守ろうという一念から死地におもむいて犠牲となつた方々に対しても、軍人軍属の御遺族の処遇と区別をつけることは、これは本来非常におかしなことでありますし、なおこの点に今後改正を

族の処遇につきましては、これまで、与野党の皆さん的一致した感謝の気持ちは、とその遺族の処遇についてのあらざる手段は講ぜられてまいりたのであります。國の經濟の成長とにらみ合ひながら、せまして、同時に、これまで定められた法のワクで縛られまして、拡張の解釈をしても、現地で戦死せられた方あるいは内地における場合との処遇がまだ十分でないということは、御説の通りでございます。ことに準軍属の加遇等については、いろいろ社会悲劇を起こしておるものが多くあるのですから、こうした面についても、今後、及ぼす

つまりまして救われますので、從来大東亜戦争中におき
たる軍人の方についてだ
かり扱いをしておったので
これを軍属の方にも広
くあります。さらに、從
事中につけておりましたそ
れ取り扱いを、日華事変ま
であります。さらには、車
両属を取り上げる。さら
に、車両の負傷または疾病によ
る六項症以上の障害
につきまして障害年金を支
給いたしまして、いま申し上げたことに
一つは大東亜戦争中の軍

○田口委員長 これより会議を開きま
す。内閣提出の戦傷病者戦没者遺族等援
護法等の一部を改正する法律案を議題
とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これ
を許します。橋本太郎君

○橋本委員 このたび、戦傷病者
戦没者遺族等援護法等の一部改正案が
審議をされますことになりましたこの
機会に、厚生大臣並びに厚生省当局に
幾つかの点で御質問をさせていただき
たいと思います。

第二次世界大戦が終結いたしまして
から、もはやこれで十九年間、それこ
そ長い、苦しいいきもなはや国民の
頭から次第に薄れていきましたし、
戦後の苦しい期間を乗り抜けてまいり
ました。政府も現在では所得倍増をう
たい、高度経済成長を唱えて、国民も
またいわゆるレジームを心から謳
歌しておるよう見えますけれども、
そうした中にさえ、いまだにあの戦い
の悲劇から抜け出すこともできず、
一家の柱となる人を国のために失いな
がら、何ら援護の手をも差し伸べてい
ただけずに、いくさの悲劇をのろい、
一片の法律の条文のために苦しい生活
をいまなおしている、世間の無情を恨
みながら、それでもなお、いつかは政
府が必ずわれわれを救ってくれるに違
いないと、一片の希望にしがみついて
一刻でも早い救いの手を待っている方
々が全国にはなお多数おられることが、
これは当局も十分御存じのことだと思
います。今回の改正によりますと、戦
傷病者戦没者遺族の処遇がかなり改
善されることになると思いますけれど
も、それでもなお、あるいは徴用工、
あるいは勤員学徒等、こうした方々の
犠牲者に対する処遇、これは軍人軍属
の御遺族の処遇に対しても非常に
劣つておると思います。戦いに参加し
た資格は異なるかもしれませんけれど
も、國の命令によつて國を愛し、國を
守ろうという一念から死地におもむい
て犠牲となつた方々に対し、軍人軍
属の御遺族の処遇と区別をつけること
は、これは本来非常におかしなことで
ありますし、なほこの点に今後改正を
する余地が十分残されておると思いま
すけれども、厚生省は、今後ともこの
法律の改正を行なつて、少しでもたく
さんの方々を救おうという意願がある
かどうか。特に、明年は終戦後二十周
年にも当たることでもありますし、こ
れ以上この問題を放置することは、國
民感情の上から言つても非常に残念な
ことだと思います。すみやかに根本的
な策を確立して、戦争犠牲者問題の
徹底的な解決をはかるこそ最も必
要なことだと思いますけれども、厚生
大臣にかわり、政務次官から代表して
御答弁をいただきたいと思います。

○砂原政府委員 橋本委員の御意見、
しごくごもつともでござります。その
問題に対しても大臣が出来ましてお答え
をするのはございますが、本委員会
に差しつかえがござりますので、私が
大臣の気持ちを率直にお答えを申し上
げます。

御意見のとおり、大東亜戦争後の遺

族の処遇につきましては、これまで、与野党の皆さん的一致した感謝の気氛をもつてその過族の処遇についてのあり方を議論されてまいりましたのでござります。國の經濟の成長とくらみ合わせまして、同時に、これまで定められた法のワクで縛られまして、拡張解釈をして、現地で戦死せられた方々の慰霊等については、いろいろ社會悲劇を起きておるものが多くあるのですが、こうした面についても、今後、及ぼされるところにはもうともっと、委員の方の御意見を伺いながら、国として先生方の御意見を伺いながら、國としてはこれに大幅な改正を順次行なっていただきたいと考えております。

四の拡大によりまして救われますのは、第一が、従来大東亜戦争中におきまして軍人及び準軍人の方についてだけそういう取り扱いをしておったのですが、これを軍属の方にも広げておるわけであります。さらに、從来大東亜戦争中に限つておりましたそういうような取り扱いを、日華事変まで広げて軍人軍属を取り上げる。さらには、その期間中の負傷または疾病によりまして、いわゆる六項症以上の障害を有する方につきまして障害年金を支給する。結局、いま申し上げたことによりまして、一つは大東亜戦争中の軍にさかのぼりまして軍人軍属を救済属を救済したこと、それから支那事変し、しかも障害年金にまで拡大した、こういうことが今回の改正の要点になつておるわけであります。

これによりまして、対象人員としましては、障害者が約四百四十名、遺族につきましては約六千八百名が救済されることになるわけでござります。

○橋本(電)委員 ただいま日華事変まで範囲を拡大したというお答えがありましたが、私は、この点ちょっと納得がいきません。わが国では、確かに日華事変と第二次世界大戦、いわゆる大東亜戦争を分けて考えておりますが、世界の通念からいへば、これは両方とも第二次世界大戦といつの大好きな世界戦争の一環として数えられておるものでありますから、日華事変中の傷病による遺族年金あるいは障害年金を、大東亜戦争における犠牲者の方々の六割と定めた理由を伺いたいと思いま

す。ただし、この点、何ゆえこういうお考えが出てくるのか、同じ一連の戦いによって倒された方々が、たまたま当時の中華民国一国を相手にしておった時代、その範囲が広がり、対アメリカあるいは対イギリスといったような戦線を広げた、いわゆる日本式の大東亜戦争の犠牲者と、どういう点で区別をつけられたか、その点のお考えをお知らせいただきたいと思います。

ゆる公務とみなすというような取り扱いをしていなかつたわけでありまして、故意または重過失でない者を公務とみなしておったのは、遺族年金についてだけいたしておったわけあります。今回これを障害年金にも拡大したことになります。ただその場合に、これはあくまでも本来公務でないものを公務とみなすわけでありますので、やはりこれはある程度の重度の障害に限るべきではないかということ

年の六月八日現在で、二十四万六千八百五十九件という數件を、すでに大蔵省に對して國債発行の請求をいたしております。全体の数といたしまして大体四十四万を予定いたしておりますので、大部分が今年度内に終わると予想いたしておりますが、一部ごくわずかが来年度に残るということで、おねがい申します。

いことです。今回の改正点の中に、両婚を解消した妻に対して遺族年金を支給するということがあげられておりまます。ところが、今まで厚生年金あるいは国民年金、こうしたものはすべて再婚ということを失権の理由にいたしておりますが、今回この法律に限り更に婚姻を解消した妻にまでその適用範囲を広げられたその考え方、これは次官からお答えをいただきたいと思います。

○砂原政府委員 戦没者の遺族について

程度把握しておられるのか、この点から、簡単でけつこうですが、御質弁をいただきたいと思います。

○小林国務大臣 この点は、お話をござり政府としても非常に遺憾に存じておりますが、本年の四月一日現在で、政府が氏名を一応把握しております。帰還者数が八千五十七人、こういうところになつておりまして、その地域では、ソ連地域が七百七十四人、中共地域が六千五十人、北鮮地域が三百七十九人であります。

○鈴村政府委員 ただいまのお尋ねでございますが、こういう点を考慮いたしたわけであります。現在、省内に居住すべき軍人、これは準軍人も含むわけでありますが、大東亜戦争中に勤務関連によって死亡した場合には、その遺族に支給される年金を、通常の年金額の六割までを支給しているわけであります。そういう関連が一つあります。

○橋本委員 過ぐる大戦において、一応六項症以上ということになりましたわけであります。

払い対象になつておられる未亡人の中で、この特別給付金国債を担保にして生業資金の貸し付けを希望しておらわされる方が多々あるよう伺っておりますけれども、厚生省としてこうした貸し付けを行なう計画、あるいはもし計画があるとするならばその準備は進んでおりますか。

ては、終戦後、昭和二十一年の二月
日の旧軍人恩給の停止から連族援護法
の施行までの間に国から何らの援護も
なされていなかつたので、戦没者の妻
の場合、終戦後生活難などのために重
婚せざるを得なかつた者が多かつたと
いう事情があつうと思ひますので、重
婚をした妻のうち、新たな結婚生活が
うまく続かず、遺族援護法の施行の際

法
も
妻
再
こ
冉
か
〇 播本(野) 委員 いまのお答えの中
人、こういうふうに一応の調べがつ
ております。
推定される者の数が三千七百人で、
未帰還者のうちで現に生存してゐる
までの調査で得た資料に基づき、
八人、南方諸地域が八百五十五人、
ういうふうになつております。政府

一つは、大東亜戦争に比べまして支那事変の様相が若干苛烈さが薄いという点もございますので、そういう点を考慮いたしまして六割ということにいたしましたわけであります。

は、これは私どもが考えまして、審するに余りあるものがあると思います。幸い現在まで無事生き延びてこられた方々は、おそらく非常に長い、苦しい生活の日を余儀なくされたことなどがございましたが、政府もこの点に配慮いたして、昨年度、戦没者未亡人にに対する特別給付金、これを支給することに決定いたしましたことは、私はこれ非常に喜ばしいことだと思いります。現在その事務はどの程度進捗いたしておりますか、簡単に御説明を

し付けの件でござりますが、すでに準備を大蔵省との間にいろいろいたしております。当初はもう少し早くと考へておりましたが、ややおくれまして、遣族の方から非常に強い要望があるおけでございますが、現在のところ大体月の中旬ごろから受付をいたしたいと、いうことで、国民金融公庫のほうで準備をいたしております。七月受け付はまして、八月から貸し出しができるものというふうに考えておる次第でござります。大体このワクといったしまして

には再婚を解消して戦没者の靈を祭
っていた妻については、再婚しなかつた
妻と全く差別してしまるのは適当でな
いので、今回遺族年金等を支給するこ
といたしたのであります。

○橋本(寅)委員 大臣が来られまし
るので、ちょっと質疑の順序を変更いた
しまして、大臣にお尋ねいたしたいと
思います。

先刻から援護法について御質問申
上げているわけでございますが、以
後、はやすでに十九年を過ぎました

帰国希望者ということが出ましたけれども、その帰国希望者の受け入れ制、これは、援護局長からでけつこですが、簡単にお答えいただきたいと思います。

同時に、先刻の援護局長の答弁の中
にありました六項症以上の不具障疾で
なければ障害年金の対象としない、こ
の考え方の裏づけをお知らせいただき
たいと思います。

いただきたいと思います。
○鈴村政府委員　ただいまお尋ねがま
りました戦没者の妻に対する特別給付
金の支給の事務の進捗状況でございま
すが、これは三十八年度から支給を開始
いたしましたまして、昨年の八月か
ら受付をいたしたわけであります。今

は十億円ということでありまして、償付額は十万円、利率は年率三分というふうに用意いたしております。

在に至りましても、なおその生死が明らかにされず、あるいは生存の資料がありながら外地にとどめられまして何らかの事情で故国に帰り得ない事案に置かれております海外未帰還者が何當数あるよう聞いております。これら未帰還者の実情を政府としてはどうぞ

は、本人が帰国を希望しておりますまし
もなかなか出国許可を得られないとい
ふことで、いまだに外地にとどまつ
やつておられる方もあるようですが、ま
ずが、そのような地域につきまし
も、最近若干出国についても緩和の
配と申しますか、そういうものも見

ておるようでござりますので、そういう地域につきましても、今後また引き揚げが逐次ふえるのではないかという

ふうに予想しております。
それから、こういう引き揚げの方の受け入れにつきましては、せつかく帰つてきてもなかなか内地における生活がうまくいかない、あるいはきょうだいとの折り合いがうまくいかないとかいうトラブルも若干ございますので、そういうことがないよう、できるだけ生業のあっせん、そのための資金の貸し付け、あるいは住宅のあっせんに、そういうことにつきまして最善の努力を払っていきたいと考えます。

おる方々、またそうした方々を持つ御家族の心境というものは、これは察するに余りあるものと言わなければなりませんが、政府として、このような未帰還問題といふものを今後どのように処理していかれるおつもりか。これは厚生大臣からお答えをいただきたいと思います。すでに十九年を経過した今日、いまだに生死不明としたまま、それこそ宙に浮いたままになつておられる方々の処遇、これは当然国としても最大の努力を尽くしてこの方々の安否を知り、またそれによつて現在未帰還者として扱われております方々の御家族に対しそれ相応の処遇をいたさわらばならぬと思いますので、この点は、大臣からはつきりしたお答えをちょうだいしたいと思います。

○小林国務大臣 政府としましては、未帰還者の状態の把握とまた帰還の促進ということにつきましてはあらゆる手を使っておるのでございまして、当

赤十字ルートを通じていろいろと話しあうん、
合いで続けてきたのであります、いろいろ
外折衝の問題につきましては、いろいろ
の国際情勢のために急速な打開がで
きない状態であります。しかし、お話を
のように、これらの遣家族の関係につ
きましてはまことにお氣の毒のことと存
するのであります、できるだけの手を従来とも尽くしてきておるのであ
りますが、今後とも帰還等についての
努力をいたすとともに、これらの遣族
の援護ということについては格段の注
意をいたさなければならぬ、かように
考えております。

りまして、旧満州地域の問題につきましては、ソ連の参戦による戦闘とこれに続く引き揚げの途中で約二十万人の死没者がある、こういうことを考えておるのでございますが、その遺骨の大部は持ち帰られておらないのでございまして、その埋葬の状況もほとんど不明である、こういうことであります。このように満州地区につきましては墓地の資料がないので、個々の墓に墓参をするというようなことも考えられないのですが、遺骨収集及び現地追悼を行なうにつきましては、いろいろの状況を勘案して検討をいたしておりますが、まだ目鼻がついておらない、こういう状態であります。中共地域の墓参も一応実現した、こういうこともありますので、続いてこれらの問題の緩和と申しますか、解決につきましては努力を傾けたい、かように考えております。

にはまだたくさん残つておりますし、これも全國的な適用範囲にありながら、軍人軍屬の方々、あるいは学徒運動員、あるいは徴用工等でなくなられた方々の御遺族に対する待遇というものは、相当な開きがあります。本来、同じ自分の國を守る、自分の國のために戦つてなくなられた方々に対する対して、こうした差別というものが残されておるということは非常に残念なことですし、この点にもまだ改正すべき余地が残つております。その他先づ刻む尋ねをいたしました末帰還者の問題、あるいは海外に放置されたままになつておる御遺骨の収集、こうした問題がまだいぶん残つております。これはや戦後ではないということばが聞かれましてからいぶんになる今日ですが、こうした問題でこうした質問をいたさなければならぬということは、これは非常に残念です。明年で戦後二十二周年になることですし、これ以上この問題をあとに残すことなしに、まことに悔いを残さぬで済むように、政府として根本的な施策を確立して、こうした問題を一日も早く解決していくべくおこなうに、この際お願ひをいたしておきます。——大臣には、参議院のほうの時間がござりますから、けつこうです。

いろいろの御意見を総合いたしまして、これほ
うに大きめなことでありますて、これらはい
続いてひとつぜひこれらの改善をはか
らなければならぬ。私、大臣になります
してからも、これらの問題に対する投
書が一番多いのでありますて、これら
の個々の問題につきましても私はその
つど関係局に特別な配慮を願つてお
る、こういうことでありまして、まだ
まだいろいろな問題が残つておること
もよく存じておりますので、続いて私
はぜひこれらの改善をして、少しでも
遺族その他について、お慰めと申す
か、御満足を得るような措置をとらな
ければならぬということを、かたく決
心しておることを申し上げておきたい
と思ひます。

いろいろ検討の上で十萬円とされたんだと思うと思います。ところが、三人きよだいのうち二人が男で、一人が女、女の人がもちろん戦争に行きませんから残つておつて、第二人が戦死したという例もある。この人たちには今まで一体どういうものが援護として行なわれてゐるかというと、昭和二十七年の五万円の弔慰金だけだと思うのです。それ以外にありますたらまずお伺いしておきますが、私はないとと思う。そうすると直接戦闘に参加してなくなつた方々あるその人に五万円の弔慰金が公債で二十七年当時支給をされて、今度公務性の立証が非常に困難だといふ、しかも復員後に内地で死亡された方々に、一時金十万円あげる、こういう政策をおやりになることはたいへんけつこうなんだけれども、それならば、この弔慰金問題も二十七年以後すでに十二年たつておるわけですから、何とかなり考える余地はあるのじやなかろうか。これはやはり政治的判断で、厚生政務次官に特にこの問題を取り上げていたいだいてやらなければいかぬじゃないかと私は思うのです。もともと、そういう人には実は別の援護がずっと行なわれている、だからいいのだというならいいですけれども、援護局長、その辺は私は裏聞にして聞かないのだけれども、そういう人には一時金の弔慰金だけで、あとは何らの援護はないと思うのですが、どうでしょうか。この改正点に反対するのじやないですよ。これは非常にいいことだ。私は実は関連ですかと言いませんが、橋本先生のほうにもいろいろな質問があろうかと思うが、この公務性の立証が困難な軍人軍属の遺族に対する一時金十萬円の点に

についていろいろ別の問題で質問を申し上げたいことがありますけれども、いまの祭葬料に関する連絡して申し上げるわけです。政務次官、これはどうでしょ
う。もしきょうだいがなくなつた人
が、親が残つておつたりあるいは子供
があつたり妻があつたりすれば、これ
は当然遺族扶助料がずっといくわけで
すけれども、そういう方々がいまほ
うはいとしてこの祭葬料要求運動とい
うものに声を出しておられるわけなん
で。確かに今度の改正はいい改正なん
だけれども、公務性の立証は非常に困
難だ、しかし公務の関連なりあるいは
併発なり別の病気で死んだ人まで、こ
うやつて復員後に氣の毒だから一時金
を差し上げよう、これはおそらくいろ
いろな用慰も含まれ、あるいはまた遺
族に対してあげるのでから祭葬の意
味も含まれ、総合的なものだらうと思
うのです、こういう一時給付金という
ものをお出しになるのは。とすれば、
十二年前に五万円用慰金をやつたから
その人たちはそれでいいのだ、こうい
う考えにはちょっと政治的にならな
い。この辺のところをどういう考え方
を持つておるか。特に私はいま横本先
生と並んでこれを申し上げるのは、毎
年こういう遺族問題、あるいは傷痍
軍人その他万般の終戦処理の問題につ
いては、事務当局が予算要求をしない
わけですよ。それで政治的にわあわあ
言うから、結局やつたんだというよう
な政治予算的なものになる。私はこれ
は間違いだと思うのです。むしろ事務
当局がほんとうにひとつ戦後処理とい
うことについて、特に厚生省なんだか
ら主導権を持って、どうやつたら戦後
処理が公平にいくか、そういう点を考

えて堂々と予算要求をすべきで、これが頭にあるからいま申し上げるわけなんですが、政務次官のお考えを承りたいと思います。

○砂原政府委員 小沢先生の御意見一々ごもつともだと存じます。援護の方法、いろいろと苦心をしてつくるのでありますが、どうしてもそういう苦心をしたもののがちからも、いまの御指摘のような問題が起こつてまいります。したがつて、それはそれでいいのだというような考え方はわれわれは持つております。何とかやはりそうした人に対しても國のあたたかい援護の手を差し伸べていかなければならぬと考えております。この問題は法制上の問題で非常にむずかしい問題だと思いますけれども、こうした点については事務当局へも厳に申しつけまして十分検討をいたしまして、御趣旨に沿うよう努力を続けていきたいと考えております。

○橋本(重)委員 私がお尋ねをいたしたいと思ったことを小沢委員から関連でみんなやつていただきまして、この点については私はこれでもうやめます。いま小沢先生並びに私から申し上げたようなこと、これは少なくとも九千万国民のうち相当多くの者が現在同じように感じていることなんだと思います。不合理じゃないか、われわれに対してあるいはその方々に対しても国は一體何をやつているのかという非常に素朴な疑問が國民の中にあるということ、これだけは当局の方々はお心にとめておいていただきたいと思います。

ちょうど十何年か前に、この同じ遺族問題でその早期解決を主張いたしましたために閣内で対立を起しました

私の父が、とうとうその主張に破れまして厚生大臣のいすをみずから去らなければならなかつたという思い出を持つております私にとって、本日この援護法の問題で質問をするというのは、非常に感無量なことがあります。しかかもその当時、財政的な困難と対外的な考慮を理由に、この問題の解決は時間尚早であると主張せられました当時の池田大蔵大臣、現在内閣総理大臣として率いておられる政府に対してこの質問をいたしますことは、何か私にとつては妙な因縁のようなものさせ感じざるを得ません。しかし、あの当時は時期尚早とせられたこの問題も、現在では古典的な問題になりつつあります。次第に国民の間からも関心が薄れ、立法院あるいは行政政府の中でもある一部の者しか関心の持てないような古典的な問題になつておりますけれども、この問題は決して解決された問題ではない。問題はまだたくさん残つておるわけです。援護法がありながら、いまだに、あるいは証拠がない、あるいはまたまた法の定める期限より多少長生きをせられた同じような結果でなくなられた方、そういういろいろな事情で、何ら援護の手を差し伸べてもらえずに苦しい生活を続けておられる方が全国にはまだたくさんおられます。また繰り返して申し上げるようで恐縮ですが、けれども、この援護法の適用範囲にありながら、軍人軍属の御遺族に対してなお不十分な処遇しか受けられない学徒勤員あるいは徴用工等、気の毒な方々の御遺族に対し、なお改正すべき余地は多く残つておると思います。その他、未帰還者の問題、あるいは海外にいまだ放置せられておる御遺

骨の収集など、なお多くの問題を私は
もは解決せねばなりません。先刻大臣
には聞いていただきましたけれども、
もはや戦後ではないということばを使
われ出してからしばらくになります。
しかし敗戦後二十周年というのを間もなく迎えるいまになつて、なむこうし
た問題で質問をしなければならないと
いうのは非常に残念です。おそらくこ
の中にも同じような考え方をお持ちの方
がたくさんおられるでしょう。この問
題の根本的な解決をこれ以上おくらし
てはなりません。一日も早く戦争犠牲
者の御遺族が納得ができるような根本
的な解決策を講じて、悔いをこれ以
後日に残さないように、そうして国民
が自分の國といふもの、自分の國の政
府といふものの約束を信用できるよう
に十分な処置をしていただくことを要
望して、私の質問を終わりたいと思
います。

におきまして委員会提出の法律で、与野党一致の発案でできたものでござります。この戦傷病者特別援護法の改正というのは、その当時予算に影響ないように、いろいろな法律の中にあります。したがつてこの戦傷病者援護法の関係のものを特に集めまして一つの単独法にしたという意義はあったわけでございますが、この前当委員会でつくりましたときに大きな前進だと思っておりますことは、あまり具体的な前進はなかったわけでございます。しかし、私は非常に精神に基づき、「この戦傷病者特別援護法を予算に影響しないようつくるために、いままであちこちにありましたものを一本にまとめただけで、内容としてはたいして前進はなかつたのですが、この援護法を当委員会で委員会提出で与野党一致でやりました意義は、むしろ第一条の「国家補償の精神に基づき」ということをはつきり貰いたいところに私はあると思うのですが、この点の認識を、これは議員立法でございますので、以来政府はどういうふうに考えておられるか、私の考え方間に違ひがないか、法の施行、運用に当たる政府の見解をまず承っておきたい。

○砂原政府委員 御指摘のとおりだと考えております。

○小沢(辰)委員 そこでそのときに、法律の条文で第二十三条、これを入れることにつきまして、当時いろいろな大蔵省方面等の意見もございまして、これが単独立法でありましたものを、ここへ入れる際に、特に予算の点も考

えまして、第四項で「運輸大臣が定める」という、あの単独法の規定そのままをこへ持つてござるを得なかつたわけであります。しかしながら、第一条で「国家補償の精神に基づき」とあるわけですから、したがつてこの二十三条の運用にあたり、あるいは将来改善にあたりますは、そういう精神を貫いたこの戦傷病者に関する運賃の減免といふものについては、はつきりした政策をとつていただきたい。ところが、今年度予算要求をされなかつた。そこで来年のことにつきまして、ひとつこの法律に入れられた意義を十分よく厚生省も考慮していただいて、厚生省から、この援護法の施行に要する経費として、ぜひひとつこの二十三条を実施するに必要な経費を予算要求し、そうしてこの法律制定の趣旨に合うように、はつきりとしていただきたいという点が一つでございます。この点については、法文の書き方も前の点についても、法文の書き方も前

○小沢(辰)委員 あまり深追いはいたしません。これからもう一つ。なかなか質問が、いや、実はあれは国鉄の問題です。靖国神社の合祀の基準はどういうふうに考えておられるのか、どちらも実はもう向こうへまかれておきますというような感じではなかろうかと思うのですが、この点をひつはつきりとしておいていただきたい。○鈴村政府委員 ただいまお尋ねの点でござりますが、從来運輸省の予算で処理をしておったわけであります。この問題に関しまして、経費の問題、それから事務費の問題をめぐりまして、大蔵省当局、厚生省当局、及び運

輸省当局と、あるいは内閣法制局と、関係官廳の間にいろいろ折衝もいたしましたが、この問題についても、かなりいろいろな

○鈴村政府委員 宗教法人の管轄が文部省でございますので、直接私のほうで所管しておません。ちょっとといままでその基準を承知しておりませんが、もちろんものも大事であります。われわれといましましては、この戦傷病者特別援護法の趣旨から

ずしも一致しないという面もございまして、いろいろ問題があつたわざであります。われわれといましましては、この戦傷病者特別援護法の趣旨から

いいまして、できるだけ厚い援護をし

て差し上げるというのが趣旨でござ

ますので、できるだけそういう面で努

力をいたしたいと考えております。た

だ、何ぶんにも、從来この所管が運輸

省にございました関係、また、大蔵省

の意向等もございましたので、関係官廳

の連絡を今後十分密にいたしまし

て、できるだけ御要望に沿い得るよう

な線で努力をいたしたいと考えており

ます。

○小沢(辰)委員 あまり深追いはいたしません。これからもう一つ。なかなか質問

が、いや、実はあれは国鉄の問題です。

靖国神社の合祀の基準はどういう

ふうに考えておられるのか、この点をひ

つはつきりとしておいていただきたい

と思います。

○鈴村政府委員 ただいま靖国神社は

宗敎法人法による宗教法人でございま

すので、一応宗教法人たる靖国神社の

理事会で決定しておるよう承知いた

しております。

○小沢(辰)委員 そこで、どういう基

準でやつておられるか、厚生省はおわ

かりになりませんか。

○鈴村政府委員 宗教法人の管轄が文部省でござりますので、直接私のほうで所管しておません。ちょっとといままでその基準を承知しておりませんが、もちろんものも大事であります。われわれといまこでは資料

が、もちろんものも大事であります。われわれといまこでは資料

が、もちろんものも大事で

あるいは公務の傷病というものがあります場合に、内地等の死亡であります。でもその影響があるのではないかといふことで、根っ子の病気が公務である、あるいは戦地で発病したということもなりますれば、それが戦地で苦労して内地へ帰つてくればよいぶんからだも衰弱しておるのではないかということです。ほかの原因が考えられないで根っ子の原因の作用が考えられるといふ場合には、かなりのものが彈力的にとれるではないかというふうに考えております。

○小沢(辰)委員 ちよつと不明確なんですが、たとえば、具体的に申し上げたいのですが、私ある事例にぶつかつたことがあります。それは、これには「退職後」と書いてあります。が、退職後ではなく、戦争で負傷しまして帰つてきた。そして、直接の原因は腸

閉塞でなくなつた。ところが、これは遺族の申譲によりましても、医者が腸閉塞でなくなつたのだという。本人が戦地で負傷したのは弾丸に当たつてけがをしたのだから、腸閉塞とは、全然場所も違つし、関係もない。これは却下だ、こういうことになる。これは退職後2年以内においても、おそらくいままの答弁だと相当広く解釈をされますから、戦地で相当の苦労を積んで衰弱しているだろうということなどで、直接死亡原因でなくとも、できるだけ救つていこうという趣旨だろうと思つのです。退職後でない、いわゆる軍人の時代に陸軍病院でそういう事例について全くしろうとござりますけれども、やはり盲腸なり腸閉塞をそれ併發してなくなるような場合、その

あるいは医学が進んでいる現状であります場合に、内地等の死亡であります。でもその影響があるのではないかといふことで、根っ子の病気が公務である、あるいは戦地で発病したというこ

とで、ほかの原因が考えられないで

根っ子の原因の作用が考えられるとい

ふうに立脚して、今後も審査にあたつて

は広く解釈をしてやるかどうかとい

う場合にはできるだけこの改正の趣

旨に立脚して、今後も審査にあたつて

は広く解釈をしてやるかどうかとい

うのです。

○鈴村政府委員 ただいまのお尋ねでございますが、遺族一時金の支拂いができます三十九条の二の一号に、支拂事務以後における、「昭和十二年七月七日以後における在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、当該在職期間内又はその経過後二年」とありますので、ただいま仰せのようなのは大体有利にとれるというふうに考えております。

○小沢(辰)委員 「当該在職期間内

と三十九条の今度の改正規定の中にあ

るのですから、この改正の遺族一時金

十万円の支給の対象にはなる、こうい

う説明だろうと私は思うのです。ただ

在職中に、公務に関連すると認められ

ると、遺族扶助料をもらえるわけです

ね。戦争で死亡した者、戦傷病者が、

いわゆる公務に従事して負傷した、そ

れで陸軍病院に収容中に死んだ、直接

原因はそうでもない、それがいわゆ

るその負傷に関連性があると認定をさ

れた場合には、何らかの扶助料がもら

れるようになつておる。それは間違い

ないと思いますが、もし間違ひがあ

れば……。

○鈴村政府委員 ただいまのお話、大

東亞戦争中、たとえば内地のいわゆ

る営内居住者が勤務関連で死亡したと

いうような場合には、特例遺族年金が

本人が相当の医学が進んでいる現状で

ますから、もしも衰弱もしないで相当

頑健であれば助かっているのじやなか

らうかとしらうと考えて思われるそ

ういう場合にはできるだけこの改正の趣

旨に立脚して、今後も審査にあたつて

は広く解釈をしてやるかどうかとい

う場合にはできるだけひとつそういう客観

的立脚して、今後も審査にあたつて

は広く解釈をしてやるかどうかとい

うのです。

○鈴村政府委員 いまのような大東亞

戦争中、しかも営内居住という原則に

合致をいたします場合には、そういう

特例遺族年金が出る道がございます。

○小沢(辰)委員 その場合の公務関連

性なんですか、今度の改正によ

うなところまで一步進めてお考えにな

るときには、公務関連に関する死亡に

ついては、それはなるほど、純粹医学

的見てほんとうにこの死亡原因が何

であるかということを厳密に考えてい

けば、あるいはこのこの関連性とい

うものについては非常に狭くなると思

うのです。ところが、やはりたまに當

たつて相当傷害を受けて帰つてきて

るのは精神的にも肉体的にも弱つてい

る。ほかの何か大きな手術をした場合

に、本来なら助かるべきものが助から

ぬ場合だけこれは医学上もあり得る

と思う。したがつて、そういう意味で

の公務関連性というものについては、

行政上の運用ができるだけこれを弊害

のない程度には、少なくとも退職後二

年以内の者まで、併発といふことに

よつて公務性の立証が困難な人に遺族

の立証が非常に困難だと思つたので、そこ

で私は公務関連性といふものは

相当広く考えてやるべきじゃないか。

こういう改正がなければまた私の議論

も、退職後2年たつた人でも、公務性

が非常に困難だというような人

があるのではないかというふうに考え

ておられます。

○小沢(辰)委員 二は公務傷病に併発

した疾病によるのだから、したがつて、この書き方は、死亡原因となつた

病気は、公務傷病に関連性が、より強い

ような気が私はするのです。したがつて、病気そのものが公務傷病で、そ

の公務傷病にかかった人が、その病気

で死んだということではなくて、併発し

ているのだから、たとえば結核の人、

あるいは外傷の人が、その外傷の部位

によつて、何か当然併発と考えられる

ういうように考えてやられるか。

○鈴村政府委員 いまお話しの点でござりますが、われわれ援護法の適用を

いたします場合には、その精神にのつ

たりまして、できるだけとれるものは

とりたいということで、全体の精神と

ものについては非常に狭くなると思

うのです。ただいまおつしやいましたよ

ういわゆる勤務関連の疾病による遺族年

金という場合には、あくまでも大東亞

戦争中でありますとか、営内居住であ

りますとか、そういう一つの限定がか

かつておりますが、さらに、勤務に関

連する疾病という一つの限定があるわ

けです。ただ今度の遺族一時金の場合

には、公務上の負傷または疾病に関連

した疾病によって死んだ場合は当然救

濟されるわけございますが、結局一

方は勤務に関連した疾病、一方は負傷

に関連した疾病ということになつてしま

うりまして、どうしてもやはり勤務関

連の疾病的ほうがやや狭くならざるを

得ない。これを全く同じに解するとい

うのは、かなりわれわれが援護の幅を

広くするという精神から申しまして

も若干無理ではないか。したがつて、

そう言つたって、公務関連がある

と認定ができないのだ、だからこれは

どうしても扶助料なり一時金なりの支

給対象にならぬのだ。しかし靖国神社

の合祀という道を考えて、これをひと

つ戦争ではんとうになくなつた人と私
じように靖国神社合祀の処遇をして靈
を慰めてやろうというような措置をや
ることによって、私は一つは遺族の何
か満たされない気持ちを満たしていく
ことができるのではないかと思う。そ
ういう意味で合祀の基準というものに
ついていろいろ伺つたわけなんですが、
これは宗教法人だから靖国神社の
理事会で決定すると言われますけれど
も、厚生省のほうでこういう点につい
てやはり相当配慮してやるべきじゃな
いかといふうに私は思いますので、
この点は広い意味での遺族の立場に立
つてさらに検討をお願い申し上げてお
きます。

それともう一つは、最後に、戦傷病
者特別援護法の問題ですが、母子福祉
法でもあるいはその他の福祉立法には
相談員といふものがいる。この傷痍軍
人の方々見ますと、傷痍軍人のいろいろ
な法律の適用、あるいは当然恩給法
の問題に関連をする皆さんの所管以外
の点もあるわけです。したがつて、な
かなかしろうとがわかりにくく恩給法
とか、いろいろ援護法とかの内容、手
続について、その仲間の中で相談員と
いうようなものを厚生省なら厚生省が
これを委嘱して、そしてこの人たちの
相談に乗つてやるという中で、傷痍軍
人なら傷痍軍人の間で相談に乗つてや
るような、そしてそれが行政庁との連
絡なりあるいはいろいろなお世話をす
るということをやることが私非常に必
要だと思うのです。そういう意味で、
この戦傷病者援護法の中に相談員とい
うものを私は置いてもらいたいとい
う考え方を持つ一人でございますが、こ
れについて厚生省の考え方、政務次官

もしあれでしたら局長でもいいです
が、せつかく、戦傷病者援護法の改正
をやる機会でございますので、この辺
のところのお考えをひとつ承っておき
たいと思います。

○鈴村政府委員 大だいまお話しのあ
りました相談員の件であります。わ
れわれもぜひこれを置きたいとい
うことで本年度の予算に要求いたしたので
あります。しかし、遺憾ながら予算措置がで
きなかったわけであります。したがい
まして、来年度予算にはぜひこれを実
現した上で設置することにいたしたい
というふうに考えておるわけでありま
す。

○田口委員長 本日はこの程度にとど
め、次会は公報をもつてお知らせする
こととし、これにて散会いたします。

午後零時二十二分散会